

国立情報学研究所学術情報ネットワーク運営・連携本部規程

〔平成17年2月8日〕
制 定

改正 平成19年4月1日

平成23年4月1日

平成30年4月1日

令和 3年4月1日

(設置)

第1条 国立情報学研究所（以下、「研究所」という。）に、学術情報ネットワーク運営・連携本部（以下、「本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 本部は、我が国の最先端学術情報基盤の構築に向けて、その中核となる次世代の学術情報ネットワーク及び関連事項を企画・立案し、その運営に大学や研究機関の意見等を反映させることを目的とする。

(本部の組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究所の研究教育職員 若干人
- 二 全国共同利用情報基盤センター長
- 三 全国共同利用情報基盤センターの教員 若干人
- 四 大学・大学共同利用機関の教員 若干人
- 五 国立研究開発法人・研究機関等の研究系職員等 若干人
- 六 その他所長が必要と認めた者

2 本部員は、所長が委嘱する。

3 本部員の任期は、委嘱年度の年度末までとし、再任を妨げない。

(本部長)

第4条 本部に本部長を置き、第3条第1項第1号のうちから本部において選出する。

2 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する者がその職務を行う。

(本部会議)

第5条 本部会議は本部長が招集し、議長となる。

2 本部員の過半数の出席がなければ、本部会議を開くことができない。

3 本部会議の経過及び結果については、研究所会議に報告するものとする。

(本部員以外の者の出席)

第6条 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 本部に、具体的な事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部の求めに応じて検討を行い、その結果について本部会議に報告又は審議事項の提案を行わなければならない。
- 3 部会は、部会員で組織する。
- 4 部会員は本部長が委嘱する。
- 5 部会員の任期は、委嘱年度の年度末までとし、再任を妨げない。
- 6 その他部会に関し必要な事項は、本部が別に定める。

(処遇)

第8条 第3条第1項第2号から第5号までの本部員及び前条第2項の部会員のうち、本務先において教授、准教授、講師、助教又は助手に相当する者に対し、それぞれ客員教授（連携）、客員准教授（連携）、客員講師（連携）、客員助教（連携）又は客員助手（連携）と称せしめることができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、学術基盤推進部学術基盤課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部において、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月8日から施行し、平成17年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。